

平成26年度

国の施策並びに予算に関する提案・要望  
(環境関係)

平成25年7月31日

全国知事会

## 1 地球温暖化対策の推進について

「第四次環境基本計画」において、長期的な目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すとされており、低炭素社会の実現に向け、その取組を加速させるため、温室効果ガス排出量の中期的削減目標を含め、昨今のエネルギー情勢を踏まえた我が国の地球温暖化対策の在り方を早急に国民に示すとともに、必要な法整備を進め、国、地方公共団体、事業者、国民が一体となった取組を着実に推進すること。

## 2 自動車排出ガス対策等について

- (1) 自動車からの環境負荷低減に関しては、低燃費車の普及を一層促進するとともに、電気自動車等の次世代自動車の加速的普及を図るため、研究開発の推進、需要拡大、インフラ整備などについて、総合的な支援策を講じること。  
充電インフラ整備に対する補助制度を充実させるとともに、利便性の向上を図るため、高速道路の充電インフラ整備の促進に努めること。
- (2) 自動車NOx・PM法に基づく施策等総合的な自動車排出ガス対策を推進すること。

## 3 大気環境保全対策の推進について

- (1) 微小粒子状物質（PM<sub>2.5</sub>）について、国民の健康への不安の解消のため、以下の対策を早急に講じること。
- ・多岐にわたる発生源の実態や生成メカニズム等の解明を行い、総合的、広域かつ国際的対応も視野に入れた対策を講じること。
  - ・常時監視体制の更なる強化のための都道府県の負担について必要な支援を行うこと。
  - ・注意喚起の正確性を高めるため、測定機の精度向上を促進するとともに、広域的シミュレーションモデルを早急に構築し、より正確な予測を提供すること。
  - ・疫学的知見、特に、影響を受けやすいとされる高齢者や乳幼児、呼吸器系・循環器系疾患患者の健康影響に関する知見の収集に努めきめ細かな対応を定めること。
  - ・健康不安解消のため、国民に対し広く情報が行き渡るよう情報発信を適切に行うこと。
- (2) 光化学オキシダント濃度の上昇要因については、大陸からの汚染物質の影響も示唆されていることから、原因解明のための調査研究を更に進めるとともに、国際的対応も視野に入れた対策を早急に講じること。

## 4 生物多様性保全対策等の推進について

生物多様性の保全及び持続可能な利用については、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）において採択された「愛知目標」の達成に向け、国は自らの責務を認識し施策の充実を図り、かつ、地方公共団体等と連携・協働して取り組み、各地域で総合的な対策が推進できるよう必要な支援を行うこと。また、多様な主体による取組が積極的になされるよう、効果的な広報・啓発活動を行うこと。

## 5 総合的な廃棄物・リサイクル対策の推進について

(1) 廃棄物の資源化や処理について、その円滑・適正な推進に向け、国、都道府県及び市町村等が役割分担の下、取り組んできているが、特に大きな役割を果たしている地方公共団体に対する支援を強化するなど、諸施策の充実を図ること。

また、一部の地域を除いて現在未整備である安定器等の小型電気機器を含むPCB汚染物等の拠点的広域処理施設の早期の整備を進めるほか、低濃度PCB廃棄物の処理については、無害化認定処理施設の拡充を図ること。

(2) 不法投棄等に起因する支障除去等を円滑に進めるため、産業廃棄物適正処理推進基金について、制度の改善を図るとともに、必要額を確保すること。

なお、現行制度は平成27年度までとされていることから、平成28年度以降の支障除去等に関する支援スキームについては、早急に検討を開始し、都道府県の意見が反映された恒久的な制度を構築すること。

また、産業廃棄物や特定家庭用機器等の不法投棄の防止対策など不適正処理対策の推進のため、排出者責任の徹底や費用徴収方法などについて見直しを図ること。

(3) 拡大生産者責任の考え方を重視し、生産者が製品の循環的な利用や適正な処分を推進するよう、現行各種リサイクル法が適用されない製品についても、リサイクルシステムを早急に構築するとともに、必要に応じて各種製品に見合った処理費用の前払い方式やデポジット制度を導入し、広く国民に対して、「リデュース・リユース・リサイクル」の普及について取り組むこと。

## 6 海岸漂着物等対策の推進について

海岸漂着物等の対策は、国際的な対応を含め、国が責任を持って取り組むべき問題であり、地域的な対策を地方公共団体が行う場合にあっては、回収・処分等の各段階における都道府県と市町村の役割分担を漂流物等も含めて明確にし、地方公共団体に混乱が生じないように対応策を講じること。

また、現行の漂着物の処理等への支援が平成26年度までとされていることから、漂流物等の処理等への支援も含め恒久的な財政支援制度を創設すること。

## 7 アスベスト対策の推進について

「アスベスト問題に係る総合対策」の計画的な推進に加え、検診制度の確立などの石綿健康被害救済制度の充実、アスベスト飛散防止のための規制強化など、国の責任においてアスベスト対策の充実強化を図ること。

また、石綿健康被害救済制度、建築物等のアスベストの有無に係る調査及び除去等の助成制度の見直しに当たっては、地方公共団体に新たな費用負担を求めないこと。